平成２２年（フ）第１４０２号
札幌市東区東苗穂４条１丁目11番８号　土谷ハイツ201
債務者　飛谷亜由美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２６号
札幌市北区北37条西５丁目１番８号　ハイツ宮崎303号
債務者　梶谷　智史
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３６号
札幌市清田区平岡２条３丁目６番39号
債務者　藤井るみ子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０２号
札幌市白石区栄通13丁目１番６号　サニーハイツ102号
債務者　中岡　　博
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９６９号
札幌市白石区北郷２条１丁目５番12号　ピュアハウス103号
債務者　長澤　正敏
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７２号
札幌市清田区清田８条２丁目14番８号
債務者　上村亜希子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４号
埼玉県行田市押上町９番地１
債務者　小野寺　護
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７１号
埼玉県行田市長野２丁目９番16号
債務者　澤田　光子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２３５号
新潟市西区真砂２丁目17番１号
債務者　曽我　幸栄
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７２号
新潟市北区内沼1671番地
債務者　戸井　和彦
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０３号
新潟市江南区松山1399番地３
債務者　小林美世子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２５号
新潟市西区青山４丁目４番20号　メゾン青山台203号
債務者　鈴木カホル
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８２号
静岡県沼津市高砂町11番地の25
債務者　井原　啓子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
北海道岩見沢市８条西20丁目１番地１　８条西グランドハイツⅡ102号
債務者　福平　耕三
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７９号
北海道岩見沢市８条西20丁目１番地１　８条西グランドハイツⅡ102号
債務者　福平　紀美
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第９１号
北海道美唄市東４条南４丁目５番１―304号
債務者　羽根　真美（旧姓大宮）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第９２号
北海道美唄市字美唄1718番地（南美唄町栄町北）
債務者　森岡　初枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部